

令和8年6月19日

第36回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第36回総会議事録

1. 日 時 令和8年6月19日(金) 午後2時30分

2. 会 場 市役所本庁舎 902会議室

3. 出席委員 22名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	10番 油井 妙子
11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴	13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通	16番 尾形 寅昭
18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫	20番 齋藤 貴裕
21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也	23番 佐藤 裕一
24番 玉根 吉光		

5. 欠席の委員

9番 曳地 正人	17番 古関 恵子
----------	-----------

6. 事務局の出席者

事務局 長	平野 雅樹		
次長兼農地係長	齋藤 良紀	主 査	紺野 勇紀
庶務係長	丹治 薫		

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第4号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 遊休農地の区分の判断について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	9番 曳地正人委員、17番 古関恵子委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第36回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 3番：柴山栄重委員、18番：柴田徳男委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の紺野主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時30分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(97件)】 合計97件、令和8年6月19日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転7件、貸借権設定1件、その他の権利設定1件、計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番(発言を求める。)
議長	柴山委員(発言を許可する。)
3番	整理番号1番について説明いたします。 譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人は高齢により耕作できないため、弟に贈与での所有権移転を行う、という案件です。譲受人も高齢ではありますが、以前から譲渡人の農地を耕作していたこともあり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長	区域番号2番、整理番号2番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。なお、整理番号3番は取下げとなりました。よろしくお願いいたします。
議長 7番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長7番（発言を求める。）
議長 7番	山岸委員（発言を許可する。） 整理番号2番について説明いたします。 譲渡人が病気により経営規模の縮小を考えていたところ、隣接農地を所有している譲受人が賃貸借を行い引き続き耕作をしていく案件です。申請地の周辺も樹園地であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整地番号4番について説明いたします。譲渡人所有の土地に埋設されている水道管を使わせてもらうため地役権を設定するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 8番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長8番（発言を求める。）
議長 8番	浪岡委員（発言を許可する。） 整理番号5番について説明いたします。 譲受人の配偶者は2年ほど前に新規就農し今回の申請地の近隣にて66アールでブドウを栽培しております。譲受人は現在会社員をしておりますが、今回取得する畑で野菜を栽培するとして申請に至りました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号5番、整理番号6番から8番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長 18番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長18番（発言を求める。）
議長 18番	柴田委員（発言を許可する。） 整理番号6番について説明いたします。 譲受人は市外で1ヘクタール以上の農地を耕作しております。譲渡人が農業廃止を予定し、譲受人の経営規模拡大に伴い所有権を移転する案件です。 譲受人は福島市内にも10アールくらいの農地を所有しており、申請地ではサツマイモやトウモロコシを栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号7番と8番は関連しておりますので一括して説明いたします。 7番の譲受人は、もともと市外に居住しておりましたが、東日本大震災の影響で居住困難区

	域に指定された区域だったため、現在の居所に住んでおります。
	引き続き、もともとの居所地付近にある農地に通って花木の栽培を行っております。
	7番8番は農地の交換を行うものです。議案書上では、交換する農地の面積が異なっておりますが、法面を含んでいるため実際に耕作可能な農地としては同程度の面積です。
	区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号10番及び11番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。なお、整理番号9番は取下げとなりました。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号10番について説明いたします。譲受人が新規就農開始のために所有権を移転するものです。ジャガイモ、ナス、トマトなどの野菜類の作付けを予定しております。農業用機械の保有状況等から鑑みても耕作する能力を有しているとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号11番について説明いたします。
	譲受人は自作地付近で耕作利便として所有権移転するものです。近接する譲受人所有の農地もきちんと耕作されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの3番及び9番を除く9件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、計4件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号3番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）

議長 8番	浪岡委員（発言を許可する。） 整理番号1番について説明いたします。 譲渡人と譲受人が親族関係にあり、分家住宅として申請するものです。 付近は宅地と畑が混在しているところですが、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号2番について説明いたします。 譲渡人と譲受人が親族関係にあり、分家住宅として申請するものです。 今回の申請地の南側まで住宅地が近接している農地であり、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号3番について説明いたします。 一般住宅敷地として申請する案件です。申請地は都市計画区域外です。周辺は宅地造成が進んでおり、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号4番について説明いたします。 既存敷地の拡張として申請する案件です。申請地は都市計画区域外です。工場の倉庫を建設する予定です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番の4件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号6番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号1番について説明いたします。 平成元年に親から相続を受けた申請人が耕作をしておりましたが、接道なく傾斜地であったため、平成3年から耕作を放棄したものです。 本年5月14日に農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番から10番の10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号1番について説明いたします。 申請地は現在保全管理地となっております。借受人が今年の秋から冬にかけてモモを植える予定で新規の案件です。 整理番号2番について説明いたします。 申請地は以前から借受人が借りてモモの栽培を行っており、今回正式に貸借の申請を行うものです。賃借料については、以前から耕作してもらっており、きちんと管理してもらえればよい、ということで使用貸借としております。 整理番号3番と4番について説明いたします。 申請地は筆数が多いのですが、一枚の田になっております。既に耕作しております。 整理番号5番について説明いたします。 借受人が退職をして子と農業に従事するということで今回の申請に至っております。 整理番号6番と7番について説明いたします。 6番につきましては再転貸で継続案件、7番は6番の農地から少し南になりますが、新規の案件です。農地の確認を行い、耕作の準備がなされておりました。 整理番号8番、9番について説明いたします。

新規案件となっておりますが、以前から耕作している田です。
 整理番号10番について説明いたします。
 3年前から耕作しており、今回正式に申請するものです。
 以上10件につきまして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
 ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号11番から14番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく
 お願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 浪岡委員（発言を許可する。）

8番 整理番号11番について説明いたします。
 借受人は造園業を営んでおり、2、3か月前にも50アールほど借り入れをしております。
 今回の申請地は地続きで耕作利便であるとして追加で借りることになった案件です。
 整理番号12番について説明いたします。
 貸付人が相続で取得した農地で、耕作できず持て余していたところ、借受人がキュウリを栽培
 するということで申請に至った案件です。借受人はまだ若く、地域としてもこれから期待
 をしている方です。
 整理番号13番について説明いたします。
 貸付人の土地ですが、以前借りていた方が全く耕作をせずに荒廃して困っていたところ、周
 辺で水稻を手広くやってる借受人の方が引き受けてくださることになった案件です。
 整理番号14番について説明いたします。
 借受人の住所が市外になっておりますが、実際は市内に居住しており、水稻を中心に農業を
 営んでおります。
 以上4件について区域協議会では問題なしと判断いたしました。
 ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号15番から17番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろし
 くお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号15番について説明いたします。
 貸付人は高齢であり、近隣に住む借受人に申請地を耕作してもらう、という案件です。
 借受人は申請地以外にも大規模に耕作している方ですので、申請地についても問題なく耕作
 されるものと判断いたしました。

	整理番号16番、17番について説明いたします。 借受人は同じ方であり、以前から申請地で水稻栽培を行っており、今回正式に中間管理機構を通じて契約を行う案件です。 今年も順調に農作業の準備が整っていることが確認できておりますので、今後についても問題ないと考えております。 以上、3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号18番から25番の8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	借受人が同一ですので、整理番号18番、19番、24番、25番について説明いたします。 借受人は認定農家であり、水稻栽培の実績がある方です。 区域協議会では問題なしと判断いたしました。 借受人が同一ですので、整理番号20番、21番、22番、23番について説明いたします。 借受人住所が市外になっておりますが、実際は市内に居住しており、居住地の近くの耕作を行っている方です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書13ページ、報告第1号から25ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第36回総会を終了いたします。

（午後3時15分）

令和8年6月19日

これは、福島市農業委員会第36回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人3番 柴山 栄重

議事録署名人18番 柴田 徳男